

## シクロシティ<sup>™</sup> - 富山 法人会員（及びお試しパス）利用規約

本利用規約は、シクロシティ<sup>™</sup> - 富山の自転車の法人会員による利用に関して、法人会員とシクロシティ<sup>™</sup> - 富山の運営者（以下「当社」といいます。）との間に適用されます。

本利用規約は、シクロシティ<sup>™</sup> - 富山の自転車を利用する際に、法人会員にご順守いただく重要な条件を規定するものです。よくお読みください。

シクロシティ<sup>™</sup> - 富山の自転車を利用する場合、法人会員は下記の点に特にご注意ください。

- 法人会員の利用者が 15 歳以上であること。
- 自転車に乗る前に、昼夜を問わず自転車の前方および後方のライトの点検をする等、その自転車の点検を行うこと。
- 自転車を運転しながら傘をさしたり、携帯電話を使用したりしないこと。
- やむを得ず歩道を走行する場合、歩行者に注意を払いながら車道側を徐行運転すること。
- 悪天候や体調不良の場合または薬を服用中もしくはアルコール類の摂取後は自転車を使用しないこと。
- 利用後、速やかに自転車を返却すること。後にまた自転車が必要となった場合、法人会員は、再度自転車を利用することができます。また、そのつど異なる自転車を利用することで何度でも無料利用時間を活用することができます。
- 自転車を借受けた時から適切に返却するまでの時間が 120 分を超えた時点で利用料金が発生します。自転車を返却する際、カチッと音がするように自転車を駐輪機に収め、ランプの色が変わったことを確認してください。これを怠った場合、利用料金の課金が続きます。
- 自転車が当社のステーションの駐輪機にカチッと音がするように収められている場合を除き、自転車を駐輪する場合には常に自転車を施錠すること。自転車が盗難に遭った場合、その責任は法人会員が負うこととなります。
- 法人会員の利用者ご自身の安全のために、ヘルメットを着用することを推奨します。
- 常に交通ルールに従い、責任をもって、安全運転に努めること。

### シクロシティ<sup>™</sup> - 富山 法人会員利用規約

法人会員は、この規約（以下「本規約」といいます。）の末尾に記名・押印することによって、本規約の内容を承諾し、シクロシティ<sup>™</sup> - 富山の運営者であるシクロシティ株式会社（以下「運営者」または「当社」といいます。）との間で、本規約および各時点で効力を有するシクロシティ<sup>™</sup> - 富山の自転車（以下「自転車」といいます。）の使用および取扱いに関する契約（以下「本契約」といいます。）を締結したこととなります。

法人会員は、本契約を締結することで、シクロシティ<sup>™</sup> - 富山法人会員カード<sup>1</sup>もしくは事前に運営者に認められたその他のカード（以下「カード」といいます。）および自転車の利用、ならびに自転車の利用中に法人会員自身が負傷した場合または法人会員が第三者もしくは物に損害を与えた場合の当社の責任の免除および制限に関する規定を含む本契約に規定される諸規定を順守することに同意したこととなります。

## 1 重要な条件

### 当社について

この自転車の利用制度（以下「本サービス」といいます。）は、当社が運営管理しています。当社は、シクロシティ<sup>™</sup> - 富山ステーション（以下「ステーション」といいます。）で貸出される自転車を定期的に維持管理し、提供します。自転車の貸出は、法人会員が自身の I D 番号および貸出用暗証番号またはカードを選択し、使用することによって「セルフサービス」により行っていただきます。自転車の返却も、当社の関与またはサポートなしで、法人会員がご自身で行うことができます。法人会員の I D 番号、メンバーシップ暗証番号、貸出用暗証番号およびカードは、法人会員以外の第三者と共用することはできません。

本サービスは、不可抗力による場合または富山市における自転車の利用に関する全体的もしくは部分的な制限（一時的なものか最終的なものかを問いません。）を当社が表明した場合を除き、各ステーションにおいて利用可能な自転車の台数の範囲内で、年中無休で毎日 24 時間、中断なく利用することができます。法人会員は、連続して最大 24 時間（以下「最大利用可能時間」といいます。）本サービスを利用することができ、その時間内に自転車の借受けおよび返却を行うことを約束します。法人会員は、この義務の履行を怠った場合、当社が法人会員に保証金 25,000 円を請求する権利を有していることをここに認めます。本サービスの利用期間（以下「利用期間」といいます。）に関して意見の相違が生じた場合には、本サービスのコンピュータサーバーによるデータが優先されます。法人会員は、運営者またはその担当者が請求したときはいつでも、自転車を返却することを約束します。

当社は、すべての自転車について、それが返却された後、その後再度貸出されるまでの間に点検することはできません。不具合を発見するために法人会員ご自身が自転車を点検することをお願いいたします。自転車を借受ける前に、法人会員はこれらの本規約で定める自転車の不具合の点検を含め、自転車が使用可能な状態であるかどうかについて基礎的な点検を行わなければなりません。

法人会員は、自転車に不具合があることを発見した場合、他の自転車を使用してください。また、可能であればシクロシティ<sup>™</sup> - 富山サポートセンター（以下「サポートセンター」といいます。）（電話番号 0120-979-496）にお電話いただき、不具合のある自転車についてシクロシティ<sup>™</sup>にご報告ください。使用中の自転車に不具合があることを発見した場合、使用を中止し、サポートセンターまでお電話いただき、不具合につきご報告ください。当社は、合理的な裁量により、最寄りのステーションにおいて法人会員に別の自転車を支給するか、当該不具合のある自転車を回収するよう手配するか、またはその他のサービスを提供いたします。ステーションにある自転車に関して不具合が報告された場合、修理または交換が行われないう限り、当社はその自転車が使用されることがないよう直ちに施錠します。自転車の法人会員によって発見されるか、その他の者によって発見されるか、または当社の自転車の定期的な点検によって発見されるかにかかわらず、当社は、可能な限り速やかに自転車の不具合を究明することに最大限努めます。

当社は、下記の権利を留保します。

- 理由を示すことなく、本規約または利用の手引きに定める条件を満たさない者による本サービスの利用を拒否する権利。

- 法人会員が本規約または利用の手引きに違反した場合、または法人会員が義務の履行を怠ったこと（履行されなかった義務が 1 つでもあったときを含みます。）が状況から合理的に推測される場合、当社の独自の裁量に基づき、法人会員のシクロシティ<sup>™</sup> - 富山法人会員カードおよび／または法人会員が借受けた自転車の返却を受ける権利。この場合、当社は、法令または本契約に基づいて損害賠償を求める権利を有します。

### 法人会員と自転車の運転について

法人会員は、当社に法人会員の利用者自身の年齢を正しく伝えたこと、および 15 歳以上であることを確認します。法人会員の利用者が 20 歳未満である場合、法人会員は、本サービスの利用によって法人会員の利用者が直接または間接的に発生させた損害について、法人会員が、本契約に基づき、一切の責任を負うことを約束している事実を確認します。

自転車の運転には危険が伴います。法人会員は、下記の事項を確認し、同意します。

- 法人会員の利用者が、健康であり、視力が良いこと。
- 自転車の利用に伴う潜在的な危険を認識していること。
- 注意を払い、法人会員の利用者自身または第三者に対していかなる危険も生じさせないこと。
- 自転車の適切な運転の仕方を知っていること。
- 交通法規を常に順守すること。
- アルコールまたは薬物の作用の下であるときに、自転車を利用しないこと。
- 子どもまたは大人を問わず、相乗りはせず、自転車に（法人会員の利用者およびかごに入れる荷物の合計で）100 キログラム（メーカー標準によります。）を超える負荷をかけないこと。
- 自転車に損害を与えかねない地面その他の状況の下で自転車を使用しないこと。

法人会員は、本契約を結ぶことによって、法人会員の利用者による自転車の運転に危険を及ぼす健康状態でないことを確認します。

法人会員は、日本の交通法規に関する十分な知識を有していることを確認します。交通法規は、以下のリンク（<http://www.npa.go.jp/>）からご覧いただけます。交通法規を覚えていない法人会員もまた、ウェブサイトに掲載される要約を読む必要があります。

法人会員は、豪雨、霧、強風、雷雨等の悪天候時、路面に積雪がある場合または路面が凍結している場合に自転車を利用しないことに同意します。

自転車の使用中に法人会員の利用者が第三者を負傷させた場合または物的損害をもたらした場合、法人会員がその責任を負います。本サービスへの申込みには、対人傷害保険または第三者賠償責任保険は含まれていません。法人会員による自転車の使用に起因する責任、または法人会員による自転車の使用の結果、法人会員もしくは第三者に発生した損害に関する責任については、当社は一切の責任を負いません。

法人会員は、自転車の使用中に、人的損害もしくは物的損害を発生させた場合または交通法規に違反した場合、できる限り速やかに（ただし、かかる事態の発生から 12 時間以内に）サポートセンターに連絡してその詳細を当社に報告し、当社、司法当局または保険会社によるいかなる調査にも協力し、合理的に要求される追加的な情報を提供することに同意します。法人会員は、自転車がステーションに施錠されるまで、または運営者の担当者に直接引渡されるまでの間、かかる自転車について責任を負います。

法人会員は、舗装された道路における通常の移動のためにのみ自転車を利用し、特に、レース、山での利用、スタントもしくは曲乗りのため、または水中もしくは自転車の使用が禁止された場所や他人の迷惑となるいかなる場所でも自転車を利用しないこと、および事業を行うために自転車を利用しないことに同意します。

法人会員はサービスを利用するために法人会員カードを法人会員以外の他人と貸し借りしたり、他人に譲渡することはしないことに同意します。シクロシティ<sup>™</sup> - 富山法人会員カードの所有権は当社が留保し、本規約に定められる目的以外の目的で使用しないことに同意します。自転車は当社の財産であり、法人会員は、無償か有償かを問わず、これをいかなる第三者にも使用させないことに同意します。

法人会員は、自身の登録情報に変更があった場合には、速やかに当社へ連絡することによりその情報を更新し、常に最新のものとすることに同意します。法人会員の登録情報が事実と異なることを当社が知った場合、法人会員は、当社がいつでも当該法人会員の登録を取消すことができることに同意します。

法人会員は、法人会員が本第 1 節（重要な条件）に定める条項に違反していることを当社（当社の一切の従業員を含みます。）が知った場合または法人会員がかかる条項に違反しようとしていると認める正当な理由がある場合（例えば、アルコールの作用の下にあることが明らかな状況で自転車を使用しようとしている場合）、当社が法人会員に対する事前予告なく、法人会員に対し、損害賠償等の何らの補償もすることなく、法人会員の登録を停止し、または取消すことがあること、および自転車の貸出または利用を制限することがあることに同意します。

### 自転車について

法人会員の I D 番号および貸出用暗証番号またはカードは、法人会員が自転車を借受けるためののみ使用することができ、法人会員が借受けた自転車は、当該法人会員のみが使用することができます。

自転車の台数には制限があります。特定のステーションにおいて貸出可能な自転車がない場合または法人会員が返却を希望するステーションにおいて使用可能な駐輪機がない場合があります。

法人会員が自転車を借受けてから最初の 120 分間は、料金は発生しません。貸出から最初の 120 分が経過後、最初の 30 分につき 200 円（税込）、以後 30 分ごとに 500 円（税込）の利用料金が発生します。法人会員は、自転車をステーションの使用可能な駐輪機に返却することに同意し、経過した時間を認識する責任を負います。法人会員は自転車を返却後、同一または別の自転車を借受けることができます。法人会員は、同時に 2 台以上の自転車を借受けることはできません。

## シクロシティ™ - 富山 法人会員（及びお試しパス）利用規約

法人会員は、自転車を借受けようとする前に、下記の項目を含めて、自転車に不具合がないことを確認しなければなりません。

- ・ サドル、ペダルおよびカゴがきちんと固定されていること。
- ・ ベル、ブレーキおよびライトが正常に機能すること。
- ・ フレームおよびタイヤが良好な状態であること。

点検項目のチェックリストが各ターミナルに表示されており、法人会員はこれに従うことに同意します。自転車に何らかの不具合がある場合、法人会員はその自転車を借受けてはならず、かかる不具合を報告しなければなりません。法人会員はここに、運営者は、自転車の設計者および所有者であるものの、その製造者ではないため、自転車に影響を与える製造上の欠陥に対していかなる責任も負うことができないことを確認します。

法人会員は、法人会員がどのような形であれ自転車の全部または一部を解体し、解体しようとし、もしくは改造しないこと、自転車を汚損しないこと、自転車に何かを取付けないことに同意します。かごは軽い物のみを入れるために設置されており、法人会員は手に何かを持ちながら運転することはせず、かごに重い荷物や大きい荷物を入れないよう努めることに同意します（このような行為は、バランスやコントロールを失う原因になります。）。

法人会員は、自転車をステーションの使用可能な駐輪機に返却しなければなりません。

### ロックについて

自転車には、ロックとその鍵が備え付けられています。法人会員は、貸出中の自転車から離れる時は常に、その自転車にロックをかけ、鍵を持ち歩かなければなりません。法人会員は鍵について責任を負います。法人会員が鍵を紛失して自転車のロックを解錠できなくなった場合、当社は法人会員に対して、鍵の交換料金 2,000 円（税込）のほか、解錠のための出張料金 1,000 円（税込）を請求することがあります。

法人会員への貸出中の自転車が紛失もしくは盗難（法人会員が施錠していた場合を含みます。）に遭った場合または損傷（通常の磨耗を除きます。）した場合、その責任は法人会員が負い、法人会員は当社に対して損失、損害および修理費用を支払うことに同意します。法人会員は、できる限り速やかに（ただし、かかる事態の発生から 12 時間以内に）当社にかかる事態を報告することを約束します。なお、盗難の場合、法人会員は、盗難の発生から 2 4 時間以内に、当社に対して、警察署に盗難届を行ったことを盗難届の写しを提出して報告することを約束します。当社が盗難届の写しを受領するまでは、法人会員が単独でその自転車の責任を負い続けます。

### 料金について

法人会員は、当社が通知する料金表（毎年 1 月 7 日に修正されることがあります。）に基づき、基本料金、利用料金、延滞料金、違約金、保証金、自転車の紛失、損害および修理に係る代金、解錠のための出張料金、鍵の交換料金ならびにカードの交換料金（以下「請求対象料金」と総称します。）を当社が請求することができることに同意します。

法人会員の契約期間は利用開始日から 1 年間とします。ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに法人会員から解約の申し出がないときは、本規約と同一条件でさらに 1 年間継続し、以後も同様とします。

当社は、毎年、契約開始または更新の月に基本料金、利用料金及び請求対象料金を法人会員に請求し、法人会員は、請求月の翌月末までに銀行振込にて支払うものとします。基本料金については、翌請求月までを前払いで支払うものとします。基本料金以外の料金については、発生した金額を契約更新月の基本料請求時に一括して支払うものとします。

当社は、法人会員より指定の期限に銀行振込がない場合はいつでも、法人会員の I D 番号、貸出用暗証番号およびカードを無効にすることによって直ちに法人会員の申込みおよび本契約を取消すことができます。この場合、法人会員は、基本料金の返金を受けられません。この場合、法人会員は、未払いの請求対象料金について責任を負い、請求書を受領後 7 日以内にかかる料金を支払わなければなりません。

お試しパスの契約期間は利用開始日から 2 週間とします。契約内容・利用規約は法人パスに準じます。お試しパスの契約終了後、引き続き法人パスを契約される場合、本利用規約への同意は継続とみなします。

法人会員は、I D 番号、暗証番号、貸出用暗証番号またはカードが紛失または盗難に遭った事実を知った場合、直ちに当社に報告することに同意します。

### 当社による法人会員の情報の使用について

当社は、法人会員が他の目的のために法人会員の情報を利用することを承認しない限り、法人会員の情報を本サービスおよび富山市におけるそれに関連する活動に関する資料以外の資料を送付するために使用しません。法人会員は、当社が自転車の使用に関する詳細について、名称によって法人会員が特定されない情報を富山市議会に提供すること、および当社が本サービスの運営を中止した場合に、新たなまたは後任の運営者に法人会員の情報を提供することに同意します。

## 2 法人会員による危険の引受けと当社の責任の制限

2. 1 法人会員は、以下の事項を認識し、それらに同意します。

- (i) 自己のリスクにおいて、自由な選択に基づいて自転車を利用すること。
- (ii) 自己の責任において上記第 1 節に定められる義務を常に順守し、自転車の点検および使用にあたってあらゆる相当な注意を払うこと。
- (iii) サイクリングが法人会員自身および他人に対して、傷害および死亡ならびにそれらによって生じる損害を含むリスクを伴う危険な活動であることを理解していること。
- (iv) 事故の際、ヘルメットは傷害のリスクを完全に排除するものではないことを理解していること。

(v) 法人会員は、自転車の返却を延滞し、利用期間が最大利用可能時間を超過している場合も含めて、本サービスの利用に起因して発生した損害に対して、完全にかつ単独で責任を負います。

(vi) 法人会員が上記第 1 節に定める義務に違反して第三者に自転車をさせた場合、下記 2. 6 において法人会員が当社に対して付与した補償がかかる第三者による使用についても効力を有し、法人会員は当社に対して、法人会員に貸出中の自転車を第三者が使用したことに関する責任を負います。

2. 2 本規約の内容は、様々な状況において物品または役務の消費者を保護することを目的とする黙示の条件および保証を含む日本の法令によって明示的または黙示的に定められた条件、保証、権利または救済方法のうち、法令上除外、制限または変更をすることができないものを除外、制限または変更するものではありません。かかる場合を除き、本規約に定める物品および役務の提供に関する表明、条件、保証および規定（明示的なものであるか黙示的なものであるかを問わず、法令に基づくものであるか否かを問いません。）のうち、本規約に定めのないものは、法令上認められる範囲で除外されます。

2. 3 日本の法令上、本規約において何らかの条件または保証が黙示的に示されていると認定され、これを除外することができない場合で、かかる条件または保証の違反に関して法人会員に認められる救済方法を法律上運営者が限定することが認められるときには、かかる条件または保証の違反に係る運営者の責任は、運営者の完全な裁量において、下記のいずれかに限定されます。

物品については、(i) 物品の交換または同等の製品の供給、(ii) 当該物品の修理、(iii) 物品の交換または同等の製品を供給するために掛かった費用の支払および (iv) 当該物品を修理するためにかかった費用の支払。  
役務については、(i) 当該役務の再度の提供および (ii) 当該役務を再度提供するために要した費用の支払。

本 2. 3 は、2. 4 にも制約されます。

2. 4 運営者、その代表者またはその使用する者の故意または重過失による場合を除き、本サービスの提供に関連して発生した死亡または人身傷害に関する運営者の損害賠償責任は、一事故につき 1,000 万円を上限とします。

2. 5 2. 2、2. 3 および 2. 4 の規定の範囲内で、また、法令によって認められる限度で、法人会員が法令または第 1 節に定める義務を順守しなかったことに起因して発生した損失または損害について、運営者は責任を負いません。

2. 6 2. 2、2. 3、2. 4 および 2. 5 の規定の範囲内で、また、法令によって認められる限度で、法人会員は、運営者、運営者の関連会社、運営者およびその関連会社の取締役、役員、従業員、代理人および委託先、富山市ならびに富山市の職員、代理人および委託先に対して、法人会員による自転車の使用もしくは法人会員が自転車を使できないこと（自転車の利用中に法人会員または第三者に生じた人的または物的損害を含みます。）に起因し、もしくは関連するあらゆる請求、訴訟、要求もしくは手続、またはかかる請求、訴訟、要求もしくは手続に係る弁護、仲裁もしくは判決に関連して発生した損失、費用（弁護士費用を含みます。）または損害（上記の者の過失その他の不当な作為または不作為に起因するものを含みます。）ただし、かかる補償が法令によって認められる場合に限りです。）につき補償します。法人会員は、自身のためならびに法定代理人（もしあれば）、遺言執行者、管財人および権利継承者に代わってかかる免責および補償を与えるものとします。当該補償は、本契約の解除または終了（理由の如何を問いません。）の後も効力を有します。

## 3 準拠法および管轄

3. 1 本規約は、日本法に準拠します。本規約の両当事者が裁判外で和解に至ることができなかった場合、法人会員は、本規約および法人会員による自転車の利用に関するあらゆる法的手続について東京地方裁判所の専属管轄に服することに同意します。

## 4. 法人会員による契約条件への同意

本規約に同意します。